令和８年 11 月 20 日
八 戸 市 保 健 所

市内スーパーで販売された「しらす干し」の回収について

対象商品がお手元にある場合は、絶対に食べないでください。

令和８年 11 月 19 日、市内のスーパーで販売された「兵庫県産しらす干し」に、ふぐの稚魚が混入していたことが確認されました。このため、販売店では、ふぐが混入している可能性のある商品を自主回収しています。

ふぐは稚魚であっても毒を持っている可能性があります。

１　販売店舗

カブセンター長苗代店：八戸市大字長苗代字前田 65-1
カブ・マルシェ江陽店：八戸市江陽二丁目 15-1

２　回収対象の商品

商品名	兵庫県産しらす干し
包装形態	合成樹脂製トレーパック入り
販売期間	令和８年 11 月 10 日（火）～11 月 18 日（水）
加工者 （加工所）	カブセンター長苗代店（八戸市大字長苗代字前田 65-1） カブ・マルシェ江陽店（八戸市江陽二丁目 15-1）
商品画像	別紙

※カブセンター弘前店においても、同様事案が発生したため、カブセンター、ベニーマート全店舗において令和８年 11 月 10 日（火）～11 月 18 日（水）に販売した「兵庫県産しらす干し」の自主回収を行っています。

３　対象商品がお手元にある方へ

食べずに、購入した販売店舗へお問い合わせください。

商品を食べてしまい、口や手足のしびれなどの症状がある場合は、直ちに医療機関を受診してください。

４　八戸市保健所の対応

・当該加工者に対し、再発防止を徹底するよう指導しました。
・市内の関係事業者に対し、有毒魚の混入防止について注意喚起を行います。

※令和８年 11 月 20 日現在、八戸市保健所及び市内の対象店舗に、健康被害の届出はありません。

（別　紙）

【ふぐによる食中毒について】

ふぐの毒は「テトロドトキシン」と呼ばれ、命に関わることがあります。食べてから 20 分～３時間ほどで、口や手足のしびれ、麻痺などの症状が現れることがあります。

ふぐは種類や部位などによって食べられる範囲が決められており、専門の知識を持つ処理者による適切な処理が必要です。

市民の皆様へ

購入した魚介類やその加工品に、別の種類の魚などが混入している場合は、食べずに販売店または最寄りの保健所へご相談ください。

食品を取り扱う営業者の皆様へ

魚介類やその加工品を小分けして販売する際は、ふぐなどの有毒魚が混入しないよう、十分に選別してください。

ふぐが混入した商品を販売したことが判明した場合は、直ちに購入者へお知らせするとともに、最寄りの保健所へ連絡してください。

【商品及び混入していたふぐの画像】





担当：こども健康部　保健所　衛生課
TEL：0178-38-0720
FAX：0178-38-0737